

マル経融資をお考えの皆様へ

「賃上げ貸付利率特例制度」を適用することで、

金利2.1%※で

(令和8年6月現在)

マル経融資を利用できるかもしれません。

※マル経基準金利（2.6%）に「賃上げ貸付利率特例制度」を適用し、利率▲0.5%となった金利です。
※金利は、融資後当初2年間の金利です。3年目以降はマル経基準金利が適用されます。



「賃上げ貸付利率特例制度」とは

- ✓ 自社従業員の賃上げに取り組む方がご利用いただける日本政策金融公庫の融資制度です。
- ✓ 商工会が斡旋するマル経融資（小規模事業者経営改善資金融資制度）にも適用できます！
- ✓ 賃上げに係る要件を満たす場合、**当初2年間、マル経基準金利からさらに0.5%引下げ**となります！

① 対象となる方

次のいずれかに該当する方が対象になります。

| | |
|-------------------|---|
| 賃上げ 見込み の方 | 雇用者給与等支給総額が、最近の決算期と比較して次の決算期に2.5%以上増加する見込みがあること |
|-------------------|---|

| | |
|------------------|--|
| 賃上げ 済み の方 | 雇用者給与等支給総額が、前期と比較して最近の決算期に2.5%以上増加していること |
|------------------|--|

② ポイント

- ◆ 雇用者数の増加によって、企業全体の雇用者等支給額が増加した場合も要件を満たします。
- ◆ 雇用者には、パート、アルバイト及び日雇い労働者も含まれますが、法人の役員及び個人事業主の家族従業員は含みません。
- ◆ 賃上げ見込みの方は、賃上げ実施後に確定申告書等の実証資料の提出が必要になります。

マル経融資に関するご相談は、商工会までお問合せください。

お問合せ先：京丹後市商工会 金融担当まで